

社会福祉 あきた

NO.
343
2017.11.1



【写真】
「花輪ふくし会
ほっとな茶屋 月山の郷」
(鹿角市)

特集

P2 地域共生社会の実現に向けて

- ①秋田県社会福祉協議会の取組み
- ②市町村社会福祉協議会の取組み
- ③社会福祉施設の取組み

P7 職場紹介リレー

P8 秋田県介護サービス事業所 認証評価制度をご存知ですか？

P10 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部に設置された「地域力強化検討会」において議論が進められ、平成29年9月に「最終とりまとめ」が公表されました。その内容は、秋田県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が全県で進めている「地域福祉トータルケア推進事業（以下「トータルケア」という。）の方向性と重なる部分が多いことから、本会はトータルケアの再構築を図るとともに、秋田県地域福祉支援計画と連動した秋田県地域福祉活動計画の策定を進めています。

今号では、こうした動きにあわせ、本会における地域共生社会の実現に向けた取組みをご紹介します。

特集① 秋田県社会福祉協議会の取組み

「地域力強化検討会」が考える「我が事・丸ごと」とは

「地域力強化検討会」では、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能が必要としており、地域づくりの方向性を次のように示しています。

① 自分や家族が暮らしたい地域を「他人事」ではなく「我が事」として考える

② 「地域で困っている課題を解決したい」気持ちで活動する住民を増やす

③ 「一人の課題」を住民と専門職が一緒に解決する過程を経て、住民一人ひとりを支える力をつける

これらが互いに影響し合い、経験を積み重ねることで「我が事」の意識が醸成されるとしています。

次に「丸ごと」については、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」と「りあえず丸ごと」受け止める機能が

必要であるとしています。これは、一つは住民に身近な圏域（最大でも小学校区程度のエリアを想

定）と市町村圏域とに整理され、特に複合的に絡み合う課題や相談者だけでなく世帯全体が抱える課題、相談先がわからない課題をと

りあえず受け止める場づくりを想定しています。

併せて、市町村における包括的な相談支援体制の必要性を強調しています。多様化・複合化した課題や制度の狭間の問題に対しては、福祉関係以外の多岐にわたる分野が連携・協働し、ネットワークを形成しながら対応していくことが必要であるとし、その際、「支えられない側」と「支える側」が固定されない地域づくりを推進することを求めています。

こうした「我が事・丸ごと」の体制整備に向けた具体策を地域福祉（支援）計画に記載し、福祉分野の様々な計画の上位計画として位置づけることも示されています。

現在、国では地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインの改定を進めており、高齢者・障害者・児童・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項や包括的な支援体制の整備に関する事項が盛り込まれるなど、国・県・市町村が

それぞれの役割を担い、責任をもって進めていくこととしています。

なお、個人情報取扱いについては今後も検討が必要であり、市町村における体制整備の際に生じる課題や可能な対応について整理

する必要があります。

併せて、市町村における包括的な相談支援体制の必要性を強調しています。

トータルケアが目指すもの

本会が市町村社会福祉協議会と進めてきたトータルケアでは、住民の生活福祉課題にワンストップで対応できる総合相談・生活支援の仕組みづくりや、高齢者や障害のある方、制度の狭間にある方々の安心した生活に向けた小地域を単位とする住民主体の地域福祉推進基盤づくりのほか、地域住民のお互いさまの地域づくり、地域福祉活動の専門職や地域での担い手の養成に取り組んできました。

こうした取組みは、検討会がまとめた方向性と重なる部分が多く、本会は地域共生社会の実現に向けていち早く取り組んできたと言えます。

しかし、各種相談機関等の受託状況によって各地域の取組みや成果に差がみられました。

そこで本会は、平成25年に「地域福祉再構築研究会」を設置し、地域福祉を推進するために必要な6つの重点課題を整理しました。

これを踏まえ、平成28年度には小地域でのワンストップの横断的・総合的な相談支援体制の構築について検討・提言しました。

今年度は、こうした福祉施策や諸制度等の動向、これまでの検討結果を踏まえ、トータルケアの考

え方・方向性の再構築を進めながら地域共生社会の実現に向けた取

組みを行うこととしています。

地域共生社会に関連する本会の取組み

平成17年

【地域福祉トータルケア推進事業】 ※トータルケアの重点項目を設定

- ①総合相談・生活支援システムの構築
- ②福祉を支える人づくり
- ③介護予防のための健康づくり・生きがいづくり
- ④福祉による地域活性化

【モデル社協の主な取組み】

湯沢市:住民座談会等の定着（地域アセスメント力の向上）、アウトリーチによる地域ニーズ等の把握（コミュニティソーシャルワーカーのネットワーク）、地域福祉活動計画策定（住民の声を反映）、相談機能付き市民交流スペース開設、生活と安心サポートネットワーク事業（住民相互の生活支援）等
 藤里町:地域包括支援センター・相談支援事業所開設（総合相談機能）、報告・連絡・相談カード活用（職員の意識向上とニーズ把握、相談援助技術向上、福祉座談会の充実と他機関連携）、介護予防事業「元気の源さんクラブ」、引きこもり・長期不就労者等実態調査、家庭訪問員の配置、ちょこっとだけ支援事業（住民相互の生活支援）等
 美郷町:専門職調査・福祉座談会等の実施（地域ニーズの把握）、サポート委員会の設置（サービス開発）、地域福祉活動計画策定（地域課題を反映）、空き店舗活用の居場所づくり、おたすけマン事業（住民相互の生活支援）等

平成21年

○地域福祉トータルケア推進事業要綱の見直し（重点項目の修正）

- ①安心づくり（総合相談・生活支援の仕組みづくり）
- ②福祉を支える人づくり
- ③みんなの生きがい・喜びづくり
- ④福祉による地域活性化（地域福祉推進基盤づくり）

【トータルケアを進めるための課題】

- ・市町村によって取組みや成果に差
- ・行政等との連携
- ・キーパーソンの配置
- ・必要な財源の確保 等

【モデル以外の社協の主な取組み】

三種町:地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定、コミュニティソーシャルワーカーの配置 等
 小坂町:多世代交流拠点「みんなのお家だんらん」開設、コミュニティソーシャルワーカーの配置 等
 大仙市:結いっこサービス（住民相互の生活支援） 等
 羽後町:安心安全な街づくりパトロール隊（一人暮らし高齢者世帯等への安否確認と相談、軽度生活支援） 等
 東成瀬村:なるせゆいっこ事業（住民相互の生活支援） 等

平成25年

【地域福祉再構築研究会】 ※平成26～27年は【地域福祉再構築推進事業】

- ①総合相談支援窓口の整備
- ②多職種横断的連携システムの構築
- ③制度外ニーズ対応システムの構築
- ④公私協働によるアウトリーチ体制の整備
- ⑤地域福祉を推進する専門職の養成と配置
- ⑥地域を基盤とした住民活動の支援体制の整備

【地域福祉推進体制上の課題】

- ・小地域ネットワーク活動等の担い手不足
- ・近隣住民の関係の希薄化
- ・行政や多機関との連携・協働
- ・専門職の確保と資質向上 等

平成28年

【秋田型総合相談・生活支援拠点あり方検討委員会】

I 総合相談機能について

- ①既存の各種相談機能を包含した相談拠点の整備
- ②日常生活圏域への生活支援拠点の整備及びニーズ把握機能の付加
- ③専門職の養成・配置

II 生活支援機能について

- ①集う（高齢者・障害者・児童等の多世代交流拠点として）
- ②相談・訪問・つなぐ
- ③生活支援
- ④地域運営組織機能の付加

III 総合相談・生活支援拠点の設置について

- ①町村【単独】 総合相談拠点を最低1か所、生活支援拠点は小学校区又は旧小学校区に設置
- ②町【合併】 総合相談拠点を最低1か所、旧町村にサテライトの総合相談拠点を設置
- ③市【単独】 総合相談拠点を最低1か所、エリアに応じサテライトの設置
- ④市【合併】 総合相談拠点を旧市又は人口規模等に応じて設置、旧町村にサテライトの設置

【総合相談・生活支援拠点整備に向けて】

- ・人、モノ、カネ、情報の再編
- ・多機関協働の包括的支援体制の構築
- ・高齢、障害、児童、子育て等分野を問わない多世代交流拠点の整備 等

平成29年

【トータルケア再構築検討委員会】

- ①地域福祉推進に向けた現状と課題
 - ②新たな地域福祉推進のあり方 等
- ※地域福祉トータルケア推進事業要綱の見直し

【市町村社協にヒアリング調査実施】

- ・地域福祉推進体制状況調査
- ・少子化ネットワーク活動の状況調査
- ・住民交流拠点・サロンの設置状況調査

新たな地域福祉活動計画の策定

本会では、近年の地域福祉を取り巻く情勢の変化に対応するとともに、県の地域福祉支援計画策定の動きと連携し、平成30年度を始期とする新たな地域福祉活動計画の策定に向けて作業を進めています。

この計画は、期間を6年間とし、国の「我が事・丸ごと地域共生社会の実現」に向けた施策動向や、全社協が示している社協・生活支援強化方針第2次アクションプラン、全社協福祉ビジョン2011第2次行動方針を踏まえることとされています。

本会は、今年度、活動計画策定委員会を組織し、この7月と10月に会合を開き、現行計画（平成26年度）の評価等について、検討を行いましたので、その概要を紹介します。

◇現行計画の評価の概要

【基本方針1】

多様な主体との協働による生活支援の強化

①地域福祉推進の仕組みづくり

地域福祉再構築推進事業や市町村社協へのモデル事業等により全県の地域福祉推進の仕組みづくりを進めてきましたが、その成果の波及は一部の市町村に止まっています。

②福祉を支える人づくり

コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」）の養成を継続的に実施しているものの、専門性を活かした配置が十分ではありません。また、地域福祉を担う主体形成を目指した福祉教育の取り組みは緒についたばかりです。

③生活支援・相談体制の強化

認知症高齢者等の増加、経済的な困窮や子どもの貧困、社会的孤立など、地域の多様な福祉課題に対応するための生活支援・相談の仕組みの充実が求められています。

④災害支援体制づくり

災害ボランティアセンターの機能・役割や災害時の福祉支援の理解は、地域に十分浸透しているとはいえません。

【基本方針2】

社会福祉事業者の経営基盤強化と質の高いサービス提供

①福祉保健従事者の資質及び専門性の向上

福祉サービスの質の向上が求められる中、福祉人材の資質向上に向けた取り組みの充実が課題です。

②福祉人材の確保・定着の促進

少子高齢化の進行等により福祉ニーズは着実に増大していますが、近年、各産業分野では慢性的な人手不足の状況にあります。福祉施設・介護事業所等の人材確保に向け

た対策強化が喫緊の課題です。

③社会福祉経営の基盤強化

社会福祉法人は、平成28年に実施された社会福祉法人制度改革によりガバナンス等の強化や「地域における公益的な取組」推進が求められており、特に「地域における公益的な取組」に関しては、これまで以上の積極的な対応が求められています。

【基本方針3】

生活福祉課題の解決に向けた機能強化

①生活福祉課題に対する調査研究・提言機能の強化

認知症高齢者の増加や社会的孤立等社会情勢の変化により生じている新たな生活福祉課題に対応するため、現状の把握や対策の具体化に向けた調査研究・提言機能の強化は不可欠です。

②県民啓発・情報提供の推進

社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる住民主体の「福祉でまちづくり」を進めるためには、県民に地域福祉に関する情報提供や啓発を継続的に行う必要があります。

③県民による寄附・募金活動の推進

本会への寄附は少しずつ増加していますが、事業活動収入に占める割合は0.4%と少なく、地域住民が福祉活動やまちづくりに主

体的に参加する福祉の環境づくりのためにも、県民による寄附・募金活動の推進が必要です。

【委員からの主な意見】

- ・地域福祉の推進には、市町村社協を含め社協全体の底上げが必要である。また、社協は本来のニーズに沿った事業をしているかもう一度確認する必要がある。
- ・県社協のモデル事業に取り組むことで、他の事業との繋がりや事業の意味、全体での成果が見えてくる。多くの市町村社協が取り組んで欲しい。
- ・社会福祉法人が地域の公益活動を進めるためには、市町村社協が持つCSWの企画力が必要になる。
- ・県社協は、市町村社協や民生委員、施設や団体、行政ともつながっており、プラットフォームとしてアクセスしやすい位置にある。その強みを活かした計画にして欲しい。

今年度末の次期計画策定を目指し、今後、更に2回の検討委員会を開催するなど作業を進めることとしています。

特集②

市町村社会福祉協議会の取組み

地域共生社会の実現に向けて

社会福祉法人 横手市社会福祉協議会

平成24年10月に全社協より示された「社協・生活支援活動強化方針」における「行政とのパートナーシップ」による地域福祉施策の充実に図るため、行政に地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を働きかけ、平成27年3月に「第2次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が完成しました。



地域共生社会の実現には、子どもの頃からの意識付けが重要であると考え、学校やPTAと連携しながら意識啓発授業（地域の現状や課題、支えあい活動を学ぶなど）を行っている協議体もあります。

いまち横手」のとおり、横手市における地域共生社会の実現をめざす計画となっています。

計画の実現を図るため、介護保険法の改正に伴い創設された「生

活支援体制整備事業」では、計画の進行・管理を行う推進委員会が平成27年10月から横手市全域である第1層協議体の役割を担うこととなりました。

更には、平成28年6月、計画の具現化を進めていた社協に本事業が委託され、市の関係部局と連携しながら事業の基盤となる第2層協議体の設置を進め、今年6月に合併前の旧市町村8地域への協議体設置が完了しました。現在は各協議体の事務局として、小ネットワーク活動やいきいきサロンなどを活かした地域の資源発掘や課題把握、地域に必要な取組みの検討などを推進しています。

なお、この事業は高齢者支援を中心とした取組みではありませんが、地域の多様な主体が参画していることもあり、将来の地域の担い手である子どもたちの意識啓発活動や地域活動の拠点となる居場所づくり、除雪を中心とした共助



協議体では、すでに地域で取り組んでいる支えあい活動の情報を共有しながら、活動の更なる充実をめざすと共に、必要な取組みについて協議しています。

の仕組みづくりなど、対象を限定せず、地域住民やあらゆる地域資源を巻き込んだ取組みや話し合いにつながるものです。

地域共生社会の実現を基本理念とした地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定から約2年半。少しずつその基盤が整備されつつあることを実感しています。

特集③

社会福祉施設の取組み

地域共生社会づくりを目指して

「ほっとな茶屋月山の郷」の取組み

社会福祉法人花輪ふくし会（鹿角市）

花輪ふくし会の地域貢献事業のひとつとして、新オレンジプランの基本的な考え方を基に、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり、そしてできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることをモットーに開設した認知症カフェ「ほっとな茶屋月山の郷」の取組みをご紹介します。



○「ほっとな茶屋月山の郷」開所

介護老人福祉施設月山の郷に併設した認知症対応型通所介護事業所を平成27年5月に、地域密着型施設として開設しました。また、新オレンジプランの施行に向けて、まだまだ地域に潜在している認知症の人を含む高齢者のことで悩んでいる方が多いことに気づき、地域に根ざしたカフェとして平成28年10月に「ほっとな茶屋月山の郷」を開所しました。

○運営にあたる実行委員会を設立

開設するにあたり第一に地域の方々の協力が必要であることから、実行委員会のメンバーを募りました。就任した委員10人の類別は、次のとおりです。

地域自治会長、地域ボランティア、地域図書館管理者、医師、薬剤師、地域包括支援センター主任ケアマネジャー兼社会福祉士、施設長、相談員、認知症ケア専門士、介護福祉士。

これらのメンバーから、立上げに向けた協力をいただきオープンすることができました。

○運営費補助の活用

平成29年度に鹿角市が予算化したことを受け、運営方針、事業計画、予算案等についてプレゼンテーションを行い、上限30万円までの運営費補助金の交付を受けることができました。この補助金を運営資金として活動しています。

○ほっとな茶屋月山の郷活動状況

平成28年10月から毎月第三日曜日に開催し、参加者は総勢で12名から15名程度で近隣のひとり暮らしの高齢者が多く参加しています。相談者については、「チラシを見て来ました。」という鹿角市外の認知症の方のご家族もあり、関係機関の紹介など次に繋げるアドバイス等を行っています。

また、地域住民を対象に認知症サポーター養成講座を四回開催し、53名のサポーターを養成することができました。認知症の方への接し方等を学び、理解を深めていただきました。

そのほか、この11月には、市民公開講座を予定しています。テーマは、『住み慣れた地域で自分らし

く暮らし続けるために一人ひとりの物語を大切にしたい対応』です。回想法を取り入れ、地域の皆さんが活用できる内容となっており、なぜカフェが必要なのかなどの理解をいただけるものと期待しています。

○ボランティアの資格

認知症サポーター養成講座の受講を基本に、登録ボランティアとして活動しています。話し相手・折り紙・紙芝居・おやつ作りなど、参加者と顔なじみになり一緒に和気あいあい楽しんでいます。

○今後の課題

『ほっとな茶屋月山の郷』は、人の往来が少ない場所であり、どのようなことが行なわれているのか地域の方々に知っていただくことが必要です。自治会への宣伝、地元鹿角きりたんぼFMでの報道、ポスターやチラシの配布など広報活動を実施してきており、参加者の感想や楽しかった内容などを口コミで広めていくことが地域に根ざしたカフェに大事なことでありと感じています。

職場紹介
リレー
 No.18

このコーナーでは、本会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

「利用者と地域に必要とされる施設づくり」
 社会福祉法人 井川町福祉会
 障害者支援施設 桐ヶ丘
 生活支援員 湊 悠

井川町は秋田県のほぼ中央に位置し、観光名所である「日本国花苑」には、全国から集めた40ヘクタールに及ぶ桜の樹園やバラ園があり、桜のほか、バラやツツジなど四季折々の花が咲き、いつ訪れても楽しめる公園です。そんな自然に囲まれ、桐ヶ丘は地域に根ざした活動をしています。

当施設は昭和61年に「身体障害者療護施設桐ヶ丘療護園」として事業を開始、平成21年には障害者自立支援法に基づく事業移行に伴い、施設名称を「障害者支援施設桐ヶ丘」とし、今年で32年目を迎えました。心豊かに安心して暮らせるよう、利用者個人の尊厳を重んじ、職員としての資質を高めながら、地域社会と連携して支援することを基本理念とし、誰もが利用したいと思えるような桐ヶ丘のブランド化を目指して取り組んでいます。

日中の活動として、外部講師によ

る陶芸教室、書道教室、箏教室をそれぞれ月1回実施し、個々の創作活動の支援と、日々の生活に潤いと生きがいを見出せるよう努めています。

年間の主要行事では、隣接している井川町特別養護老人ホームさくら苑と合同で開催する夏まつりがあります。地域の方々の協力で、焼き鳥やババヘラアイス、ジュースなどの出店も賑わい、好評でした。そしてメインのアトラクションでは「フレイア マナラニ フラスタイル」様によるフラダンスを披露して頂き、南国の音楽に合わせて優雅に踊る姿は、利用者やご家族の心を癒してくださいました。その他にもふれあい交流会、桐ヶ丘祭等の様々な行事を企画し、利用者の日々の充実、またご家族との交流を深める活動に取り組んでいます。

当施設の利用者は21歳から83歳と幅広い年齢層で、個々のニーズを把握するのはとても大変ですが、利用者の健康の維持向上や、主体的に生きがいを持って毎日安心して過ごせるよう、気持ちを汲み取りながら支援し続けることが必要だと考えます。今後も自己研鑽に努め、専門性を高めて質の高い支援を提供できるような精進していきたいと思えます。



新登場

がんをきむ
病気やケガの備えに

ちゃんと応える医療保険
EVER

No.1
アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成28年版「インシユアランス生命保険統計号」

●契約年齢●
**0歳～
満85歳
まで**

since 1974

心配な「がん」の備えに

新 生きるためのがん保険 Days

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております) ◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

ナカイ株式会社 秋田支店

☎0120-712-816
FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

(引受保険会社)

「生きる」を創る。
Aflac

アフラック 秋田支店
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田3階
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広域課-2017-0005-1703018 1月16日

秋田県介護サービス事業所 認証評価制度をご存知ですか？

「介護サービス事業所認証 評価制度」とは

秋田県では、今年6月から、より良いサービスを提供する介護事業所を評価し、公表する「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」を開始しました。

就労人口の減少により、多くの業界が人材不足に陥る中、介護施設がその役割を発揮し続けるためには、求職者から選ばれる職場づくりを進める必要があります。

介護職員の「処遇の改善」や「育成」などに積極的に取り組んでいる事業所を県が認証することで、働きやすく、やりがいを感じられる職場づくりを支援し、介護人材の確保につなげることをねらいとしています。

認証評価する項目

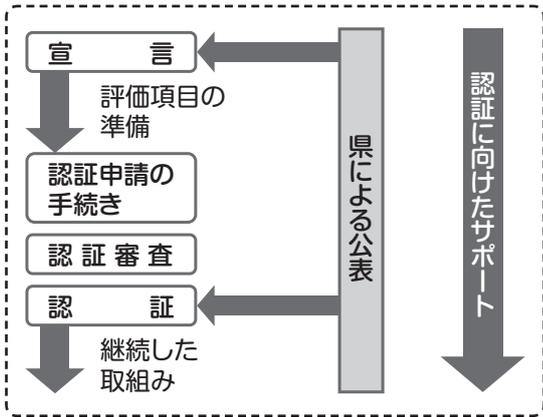
- ◆ 介護の仕事の魅力発信
- ◆ 計画的な人材育成
- ◆ 客観的な給与体系の導入
- ◆ 育児や介護と仕事の両立
- ◆ 地域との交流
- ◆ 関係法令の順守

制度運用のメリット

- ◆ 学生・求職者
魅力ある職場を選ぶための情報が入手しやすくなります。
- ◆ ライフスタイルに応じた多様な働き方ができます。

事業所

- ◆ イメージアップにより優秀な人材が集まりやすくなります。
- ◆ 職場環境の整備により、職員の定着につながります。



制度の流れ

制度を所管する秋田県長寿社会課長にインタビューしました!!



秋田県健康福祉部 長寿社会課 千葉 雅也 課長

「制度導入のねらいを教えてください。」

高齢化率トップが続く秋田県は、介護が必要となる方が増加していく傾向にありますので、今後ますます介護サービス提供を担う介護人材の必要性が高まります。その一方で秋田県は人口減少が進んでおり、介護人材をどうやって確保するかが大きな課題です。介護人材の確保対策は、これをやればOKというものはないので、複合的に色々なことを進める必要があります。県ではこれまで様々な取り組みを行ってきましたが、この制度は、人材確保の基盤となる施策として位置づけています。

このため、京都府など先行自治体の好事例を参考に、有識者の方々の意見を踏まえ、秋田県版にカスタマイズして制度を構築しました。

「制度の導入に向けて、様々な事業所を訪問されたそうですね。」

事業者の皆さんは、「人材が足りない」と言っているけれども仕方がない」と、介

護実習生の積極的な受入れや、職場体験の実施など、独自に様々な工夫をして職員の確保に取り組んでいることに気づきました。

だからこそ、その努力を、この制度を通して求職者の皆さんに「見える化」して、伝えられるようにしたいのです。

「この制度の特徴を教えてください。」

事業所の魅力は、地域の人しか知らないごく限定的な情報になりがちですが、SNSなどインターネット上で配信すれば、伝わりやすくなりますよね。今の若い人たちはみんなスマートフォンを使うので、事業者の皆さんの取り組みの「見える化」が事業所の人材確保の一助になると思います。

また、先駆的な取り組みをしている事業所も、認証取得のためのハンドブックを見て「これまでの取組みに足りない部分があると分かった」と参考にしてきています。

この制度へ参加宣言をした後は、人材を確保しやすい職場の取組を体系的に整理する方法などについて、専門家による無料指導を受けることができます。

求職者や働いている人の視点で職場のあり方を見直すことで、事業所だけでは気づきにくい部分の改善につながります。ぜひ活用してほしいと思います。

「最後に、読者へのメッセージをお願いします。」

各種の支援策や優遇措置などは、事業者の皆さんの要望を踏まえ、現在の内容を充実させ、より良い制度にしていきたいと考えています。

皆様の善意

〔平成29年9月末日現在〕
ご寄附

・日本人形押絵作家協会 様
15,903円

指定寄附 3件

- ・秋田友の会 様
50,000円
- ・秋田県大正琴連盟 様
147,000円
- ・地球交響曲を秋田で上映する会 様
23,499円
- ・大雨被害見舞金として大仙市へ

物品預託

- ・北日本コンピューターサービス株式会社 様
スタンダードタイプ車椅子 9台
リクライニング式車椅子 5台
- ・県内市町村社会福祉協議会2カ所
県内老人福祉施設9カ所
県内障害福祉施設3カ所



北日本コンピューターサービス株式会社様
9月26日(火)
贈呈式を行いました。

災害遺児愛護基金事業関係

災害遺児愛護基金事業では、交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり、重い障害をもった場合に、中学生までの子どもが心身ともにすこやかな成長を願い見舞金や小中学校入学祝金、中学校卒業祝金等を支給しています。

災害遺児愛護基金事業へのご寄附

- ・特定非営利活動法人
全国語学教育学会 様
1,300円
- ・秋田県自動車販売店協会 様
35,000円
- ・AIRオートクラブ秋田支部 様
JSA中核会秋田支部 様
93,347円

〔善意の募集について〕

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

〔使途に関するご希望について〕

主に地域における社会福祉活動やボランティア活動の推進など地域福祉の推進全般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
TEL 018-864-2711

平成29年度 生命保険協会秋田県協会様による「福祉巡回車」及び「ふれあい福祉募金」贈呈式

生命保険協会秋田県協会様(会長 江崎 孝俊様)から、社会貢献活動の一環として、次の団体・施設に軽自動車及び福祉募金を寄贈していただきました。

福祉巡回車両

・上小阿仁村社会福祉協議会 様

ふれあい福祉募金

- ・特定非営利活動法人
かつの活動センター出発の家 様
- ・障がい者支援事業所 逢い 様
- ・自立支援センターほのほの 様
- ・特定非営利活動法人「太陽の園」 様
- ・特定非営利活動法人 ひだまり 様



秋田県 災害遺児愛護基金

交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり、重い障害をもった場合に、中学生までの子どもが心身ともにすこやかに育つように見舞金や小中学校入学祝金、中学校卒業祝金等を支給しています。

あたたかいご支援お願いいたします

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

お問い合わせください TEL 018-864-2712

〔広告〕



平成29年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円	

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所:1,300円 通所:1,390円
-----------------	---	---

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●医務室の医療事故補償
- オプション3 ●看護師の賠償責任補償(新設)
- 借用不動産賠償事故補償

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償 (10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5日勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償
●オプション:使用者賠償責任補償

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償 (賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償(改定)

保険期間1年

▶補償金額	A型	B型	C型
賠償責任	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
(保険会社) TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

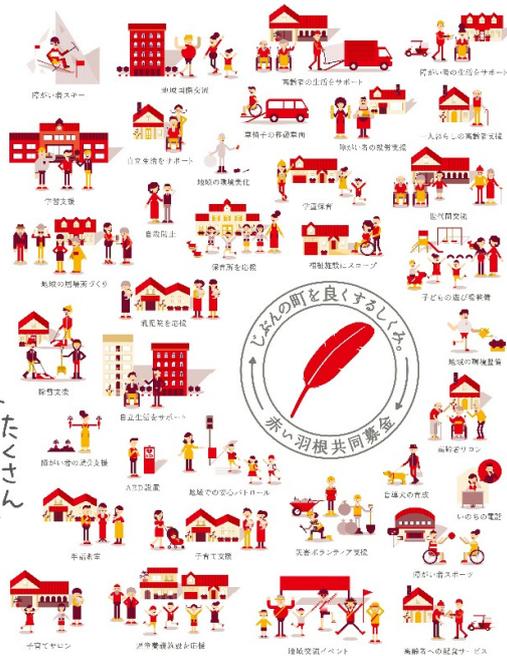
じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



おかげさまで70周年

運動期間 平成29年10月1日（日）～平成30年3月31日（土）

赤い羽根は小さなことをしています。



小さなことかもしれないけれど、困っている人にとっては大事なこと。その小さなことと、日本全国たくさんある場所で活動している。ということは、「大きなこととして」と言ってもいいのかもしれない。赤い羽根はこれからも、テレビや新聞のニュースで取り上げられるような小さなことと心も合わせて活動していきます。

あの人を、すべての人を、支えたい。
赤い羽根共同募金



平成29年度共同募金運動啓発ポスター

今年度秋田県キャッチコピー

ありがとう ちいさな想い 届いたよ

(羽後町立羽後中学校2年 飯塚楓乃さんの作品)

赤い羽根共同募金運動にご協力をいただき、ありがとうございます。県民の皆様のおかげ合いと思いやりの気持ちに支えられ、「じぶんの町を良くするしくみ」の赤い羽根共同募金運動は今年、運動開始70周年を迎えます。皆様からお寄せいただいたご寄付は、市町村社会福祉協議会や、お住まいの地域の福祉団体の活動、「社会課題解決プロジェクト」として地域から孤立をなくすことをテーマに活動している団体の事業等に助成されています。また、災害時にも共同募金は役立てられています。7月22日に発生した秋田県大雨災害では、床上浸水等の被害を受けた方々への見舞金や、災害ボランティアセンターの設置・運営経費に、寄付金が活用されました。皆様の善意は赤い羽根を通じて、秋田の町を良くする様々な活動に届けられています。

今年も地域福祉の一層の充実を目指して運動を展開して参りますので、県民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成29年度秋田県募金目標額

201,376,356 円

【助成計画の概要】

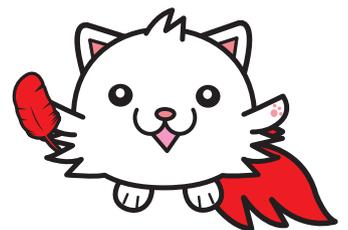
- あなたの町の社会福祉協議会の活動に… **45.8%**
- あなたの町の福祉団体やNPOの活動に… **17.3%**
- あなたの町で運動を進めるための経費に… **6.5%**
- 秋田県内の広域的・先駆的な福祉活動に… **7.7%**
- 災害等準備金の積立や災害時の緊急配分金に… **4.7%**
- 秋田県全体で運動を進めるための経費に… **18.0%**

助成計画の詳細については、本会ホームページをご覧ください。

社会福祉法人
秋田県共同募金会

<http://www.akaihane-akita.or.jp/>

赤い羽根 あきた 検索



赤い羽根の妖精
はねっち

©nekoyanagi

発行/秋田県社会福祉協議会
秋田県秋田市旭北栄町1番5号
TEL(018)8664127 FAX(018)8664127
2017年11月号 平成29年11月1日発行